平成25年第1回 利根町議会定例会会議録 第3号

平成25年3月7日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	新	井	邦	弘	君	8	3番	井	原	正	光	君
2番	花	嶋	美剂	青雄	君	ę)番	今	井	利	和	君
3番	船	Ш	京	子	君	1 () 番	若	泉	昌	寿	君
5番	守	谷	貞	明	君	1 1	L番	白	旗		修	君
6番	坂	本	啓	次	君	1 2	2番	五十	一嵐	辰	雄	君
7番	高	橋		男	君							

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町					長	遠	Щ		務	君
総		務	課		長	師	岡	昌	巳	君
企	画	財	政	課	長	秋	Щ	幸	男	君
ま	ちづ	5 <	り推	進 課	長	髙	野	光	司	君
税		務	課		長	坂	本	隆	雄	君
住		民	課		長	木	村	克	美	君
福		祉	課		長	石	塚		稔	君
保值	建福	祉セ	ンタ	一所	長	岩	戸	友	広	君
環	境	対	策	課	長	蓮	沼		均	君
保険	年金詞	果長兼	国保診	療所事績	务長	鬼	澤	俊	_	君
経		済	課		長	矢	П		功	君
都	市	建	設	課	長	飯	塚	正	夫	君
会		計	課		長	菅	田	哲	夫	君
学	校	教	育	課	長	福	田		茂	君
生	涯	学	習	課	長	石	井	博	美	君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長酒井賢治

 書
 記
 雑 賀 正 幸

 書
 飯 田 江理子

1. 議事日程

議事日程第3号

平成25年3月7日(木曜日) 午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午後1時00分開議

○議長(五十嵐辰雄君) こんにちは。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達して おりますので、直ちに本日の会議を開きます。

昨日の高橋一男君の一般質問に対して、企画財政課長秋山幸男君から説明があります。 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長(秋山幸男君) 昨日、高橋議員から一般質問がございまして、再度、質問内容の調査をいたしましてご報告申し上げるということでございます。ご報告申し上げます。

東日本大震災により生じました放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(除染電離則)が、平成24年1月1日から施行されております。その後に、同年7月1日に改正がされております。

この規則の第19条に、汚染等業務に係る特別の教育の規定があり、事業者は、除染等業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対して、特別教育、これが第19条の第1号から第4号までの学科と第5号の実技を行わなければならないと定められております。

この除染電離則の施行に当たり、茨城県労働局、これは厚生労働省の外郭にありますが、こちらで平成23年12月21日に初めて市町村職員を対象に厚生労働省労働衛生課で編集しましたテキストをもとに講習会を実施しております。その後に事業者を対象に講習会を開催しているということでございます。

本町が学校や公園の除染工事を発注するに当たりまして、利根町建設業協会加入事業者に対しまして特別教育を実施しているか聞き取り調査をしてございます。その後に入札の手続を行い、平成24年12月25日に契約を締結しております。

昨日、高橋議員の一般質問の中で、除染電離則の第19条の規定により事業者が特別教育を実施しているかとのご質問がございました。そこで再度調査いたしましたところ、除染工事受注者の6事業者のうち、第19条第1号から第5号までの特別教育が実施されている事業者が2事業者、第19条の第1号から第5号までの特別教育のうち第5号の除染等作業の方法及び使用する機械等の取り扱い、これは放射線測定器の取り扱いなどの実技を言います。これを実施していないものが4事業者あることが判明いたしました。

除染作業等を行う労働者の放射線障害を防止するために、除染電離則が施行されている わけでございますので、この4事業者につきましては、特別教育の一部が実施されていな いことが判明し、除染電離則が遵守されていないことがわかりました。

今後は除染電離則の規定の遵守を徹底して行うとともに、工事の発注仕様書に特別教育の実施を含む除染等業務従事者の安全衛生確保に関する事項を盛り込みまして、このようなことが生じないように対処していきたいと考えてございます。

また、竜ケ崎労働基準監督署におきましては、事業者の指導のために除染工事の現場に 入るということでございました。

以上で報告を終わります。

- ○議長(五十嵐辰雄君) 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。 これから議事日程に入ります。
- ○議長(五十嵐辰雄君) 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き通告順に質問を許します。

4番通告者、10番若泉昌寿君。

[10番若泉昌寿君登壇]

○10番(若泉昌寿君) こんにちは。4番通告、若泉昌寿でございます。

本日も多くの皆さんに傍聴いただきましてありがとうございます。私、今回は小中学校の通学路1点につきまして質問を行うことになっておりますが、教育長、残念なことにお母さんが亡くなったそうできょうは欠席をしておりますので、主に私の答弁は教育長が5割から6割あるのかなと、それで私も教育長にぜひとも伺いたいなと思っておりましたが、そういうわけで教育長はきょうは不在でございますので、できる限り町長に答弁をお願いしたいと思います。並びに、課長よろしくお願いします。

それでは、質問に入ります。

小中学校通学路について質問をいたします。

4月より新学期が始まります。これまで幼稚園、保育園に行っていて新1年生になる児童や小学校で6年間学んで卒業し4月からは中学校へ入学する児童については、幼稚園、保育園に行っていたときは、家族に送られるか、スクールバスで通っていましたが、4月からは自分の足で通うことになります。また、中学生は、ほとんどの生徒は自転車通学に

なりますので、家から学校まで安全で安心して通学できる通学路が必要となります。そこで、次の点について伺いたいと思います。

まず1点目、現在の通学路で行政は安全と思っているかお伺いします。

2点目、4月までに、改めて現在の通学路の点検を行う予定はあるのか伺いたいと思います。

3点目、不十分なところがあった場合、早急に改善する予定はあるのか伺いたいと思います。

4点目、現在、ボランティアの方々が登下校のとき見守ってくれております。その方々 との話し合いをしたことがあるのかお伺いします。

最後の5点目です。通学路として定めている町道2273号線の拡幅工事計画は、現在どうなっているのかお伺いいたします。

○議長(五十嵐辰雄君) 若泉昌寿君の質問に対する答弁を求めます。 町長遠山 務君。

[町長遠山 務君登壇]

- **〇町長(遠山 務君)** それでは、若泉議員のご質問にお答えをいたします。
 - (1)から(4)については、学校教育課長に答弁させます。
- (5) についてでございますが、行政が通学路と定めている町道2273号線の進捗状況はということですが、先日、高橋議員にお話したとおりでありまして、進展はありません。
- ○議長(五十嵐辰雄君) 学校教育課長福田 茂君。
- ○学校教育課長(福田 茂君) それでは、答弁の前に一言ご報告の方を申し上げます。 先ほど若泉議員がおっしゃいましたとおり、伊藤教育長の実母が昨晩ご逝去されまして、 教育長がしばらくの間、本定例議会を欠席せざるを得なくなってしまいました。

教育長からでございますが、議員の皆様にはご迷惑をおかけしまして大変申しわけございません。どうかご無礼のほどお許しください。くれぐれもよろしくお伝え願いたいとのことでございます。

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の通学路でございますが、通学路のほとんどは生活道路でございまして、 日常、通行人や自転車、車が行き交っております。歩道が設置されていない道路や道幅が 狭く逃げ場のない道路、また、信号機が設置されていない交差点や見通しの悪い交差点な ど、多くの危険箇所がございます。

若泉議員は特によくご存じかと思いますが、児童生徒は毎日、危険な場所をかいくぐって登下校をしております。自宅から学校まで歩行者専用道路でもあれば安全な通学路であるとも言えるでしょうが、現実的にはこうした生活道路を通学路として使用しなければなりません。ですから、安全であるという認識は、教育委員会の方では持っておりません。

次に、4月までに改めて現在の通学路の点検を行うかというご質問でございますが、今

年度末までに通学路の点検を行う予定は、今のところございません。

通学路の点検につきましては、毎年度、各学校におきまして教職員等の配置が決定しま してから、1学期の始業式前に各学校ごとに点検を実施しているところでございます。

小学校においては、文小学校が年に4回で各学期ごとに1回ずつ、また、臨時的に1回 実施しております。布川小学校と文間小学校では年に3回で、各学期ごとに1回ずつ実施 しております。いずれも学校の教職員が通学路の確認を兼ねて安全点検を実施しているも のでございます。このほかに、学校によってはPTAの地区委員が担当区域の点検を行っ ているところもございます。

中学校におきましては、PTA活動の一環として環境委員会が、年に1回、1学期に点検を実施しております。

こうした点検の結果、危険箇所を抽出した上で、教育委員会に報告をいただきまして、 教育委員、並びに学校教育課職員が危険箇所の再確認を行います。再確認の結果、教育委 員会から各学校関係者、並びに各道路管理者、それから、取手警察署交通課、役場総務課 と関係機関に連絡をしまして、合同点検を実施いたします。

不十分なところがあった場合、早急に改善するかでございますが、危険箇所の合同点検の結果をもちまして各関係機関で対処していただいているところでございます。しかしながら、早急に改善できる軽微なものもございますが、場所によっては改善が困難で長期間を要するところもございます。

次に、ボランティアの方たちとの話し合いでございますが、公の場での話し合いは行っておりません。地域のボランティアの方々には、本当に頭の下がる思いでございます。

教育長は、折に触れ、声をかけさせていただいているということを伺っております。

また、各小学校では年に1回「感謝の会」や「もんまっ子祭り」、これらを開催しまして、ボランティアの方々や地域の方々を招待して交流を深めているということでございまして、本日は布川小学校の方で感謝の会が開かれる予定でございまして、そちらの方に指導室長の方が出席する予定でございます。

- 〇議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。
- ○10番(若泉昌寿君) ただいま課長の方から答弁がありまして、それで(1)(2)
- (3)はまとめて、例えばの話、(1)は安全ではないと自覚しているわけですね。
- (2) は3月末まではやらない。(3) も不十分なところがあった場合でも結果を見てということなので、これはまとめて私質問するような形にいたします。

それで、私、今回の質問に当たりまして、各学校の校長と、学校の通学路とかそういう ことに関しての諸問題をいろいろと話しをしてきました。

まず、文間小学校ですと、文間小学校の場合は旧東文間小学校の児童はスクールバス、 またデマンドタクシーで行っているもので、東文間の子供たちはほとんど問題はないとい うことで校長もおっしゃっていました。その文間地区の子供たちに関しましてはどうかと 言いますと、きのうも高橋議員の方で質問したとおり、112号線、あそこが一番危険な箇所なんです。ところが行政の方もようやくというか、今度工事に入りまして、拡幅して、歩道も3メートルぐらいの歩道ができるということで、これはそれができれば安全なのかなということで、校長もその工事に関しましては大変喜んでおりました。

しかし、校長もおっしゃっていましたけれども、今、文間小学校の全生徒の半数以上がもえぎ野から来ているということで、もえぎ野から押戸の南を通ってくるわけですけれども、あそこが大変狭いということで、ちょっと危険だなと、そうおっしゃっていました。

ですから、行政もいろいろなことがありますから今すぐというわけにはいかないのですけれども、できれば拡幅とかそういうことを将来的にやってもらいたいなと、校長もそのように述べておりました。私もそのとおりだと思います。

あと、もえぎ野から押戸の坂をおりてくる民家のところまでが大変、民家がなくて寂しいところなので、あそこがちょっと危険なのかなという感じは私も思っております。

それと、ボランティアの皆さんの話はまた後で言いますけれども、文間地区の場合、特にもえぎ野の皆さん、ご父兄の方は若い方が多いもので、要するにお勤めなさっている方が多いもので、ボランティアがなかなかいないんですよと、ですから、そういう面でもちょっと校長としては何とかならないのかなということも言っておりましたので、お伝えはしておきます。文間地区はそのような感じでございます。

それと、文小学校に関しては、校長先生大変に喜んでおりました。特にボランティアの方が至れり尽くせりという感じで、今のところ問題はないということで、ただ一つ欲を言えば、もえぎ野の場合、文小と文間小の二班に分かれますので、横須賀の交差点のところが非常に危険を感じていると。しかし、あそこの交差点を町行政でどうしよう、こうしようというのは、これはなかなかできないことでございますから、あそこの交差点を渡るのに、確かに信号の変わるのがおそいのです。時間がかかるのです。ですから、できればあそこのところに絶えず、学校の方も先生をあそこに配置してやっていかなければいけないのかと、そういうことも言っていましたけれども、あそこの交差点がちょっと心配で、後は特に文小学校の場合は通学路の途中もそんなには問題ないのかなと、そうおっしゃっていました。

あと、文小学校に関しては、校内の方もボランティアの皆さんが回ってくれるし、大変に喜んでおりました。

あと文小学校に関してもう一つ、羽根野台のことがあるのですが、これはボランティア との関係がありますので、後でまたやらせていただきます。

それから、利根中学校はちょっと問題がありますね。利根中学校はほとんどが自転車通学でございます。ですから、現に自転車通学で、交差点ではっとするようなことも実際に起きております。ちょっとすりむく程度とか、そういうけがで済んでいますけれども、自転車で通学しておりますので、どうしてもそういう事故の危険性というのは伴う。そのよ

うに非常に心配しておりました。

あともう一つは、痴漢というか変態ですね、これが現に出ておりますが、その辺に関して課長、報告を受けているかどうかちょっと答弁をお願いします。

- ○議長(五十嵐辰雄君) 学校教育課長福田 茂君。
- ○学校教育課長(福田 茂君) それでは、お答えします。

不審者情報につきまして、3月7日本日午前7時50分ごろ、立木のオートサービス利根付近で中学2年女子に対して、不審者が自分のおしっこをしているところを見せつけ、その後、女子を車で追いかけてきたと。不審者の特徴は60代後半くらいの高齢者、白の軽乗用車に乗っていたということで、朝、来てすぐに報告を受けております。

- 〇議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。
- ○10番(若泉昌寿君) 学校教育課の方には報告があるのは当然だと思います。

それで、当然これはやっていると思いますが、校長ともいろいろ話しましたけれども、要するに不審者が出るということは、生徒1人で登校したり下校したりするからそういう目に遭うのかなと、これを2人、3人で登下校していれば不審者の方もそうやってこないのかなと思いますから、これは学校教育課の方からもぜひ、校長とはいろいろ話しますから校長もそれはわかっていますけれども、よくその辺は話し合っていただきたいと思います。

それと、自転車通学で先ほども言いましたように、はっとするような事故は実際に起きているそうでございます。特に下校は別としても、登校する場合、例え話、ちょっと寝坊したとか何らかの都合でいつもの出る時間よりおくれた、そういう子供も当然いると思うのです。そのときに、あっおくれちゃった、急いでいかなければいけない、そういうことになりますとどうしても注意力が怠りますから、そのときには学校教育課の方からも、おくれたらおくれた、それはそれであわてずに、これは、そういう場合は遅刻してもしようがないと思うのです。事故に遭うよりもよほどいいと思うのです。ですから、そういうときは学校側の担任の先生の方からでも、そういうふうにおくれたというときには、あわてず、ゆっくりけがのないように、事故に遭わないように来るように、そういう指導もぜひ学校側とよく話し合ってもらいたいと思います。ぜひその点もよろしくお願いします。

中学校も変質者等そういうことで、あとはさほど問題はございません。

それで、布川小学校の方ですが、私、一番布川小学校が問題があるのかなと思うのです。 これは学校教育課にも関係はあるのですが、きのうも高橋議員への答弁、私の5番目、町 道2273号線の工事計画があるのですが、町長の答弁ですと、今のところは何も行っていな いという答弁なのです。

これから町長にちょっとお尋ねしていくのですが、町長、ここは通学路として行政が指 定してあるんですよね。まずその点、ちょっと答弁してください。

〇議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

- 〇町長(遠山 務君) 指定してございます。
- 〇議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。
- ○10番(若泉昌寿君) 指定してあるという町長の答弁でしたよね。指定してあるということは、四季の丘から谷原の集落を通って布川小学校まで行く田んぼの中の道路、指定したからには、子供たちが安心して安全で学校へ登校できるように、また下校できるように、そのために指定してある。それで、なおかつ今の道路幅では狭い、そのように行政としては認識したんだと思うのです。ですから、拡幅工事を行う計画を立てたと思うのですが、町長、どうなんですか。
- 〇議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。
- ○町長(遠山 務君) あそこの道路は、普通車1台通るのが目いっぱいのような幅しかないということで、拡幅をして通学路の安全の確保を図ろうとしたところ、道路沿いの地権者の方が、道路と私有地のくいを打たせていただけないという状況で、今もその状況が続いているということでございます。
- 〇議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。
- **○10番**(若泉昌寿君) 今の町長の答弁、それはわかるのですよ。きのうも高橋議員言っていましたよ。私、私というのは高橋議員のことですが、「私、これで2回やっていますよ」と、私もやっています、それで今の町長の答弁ですと、地権者の方が話し合いにも応じてくれない、くいも打たせてくれない、ですから今現状何もやっていないと、そういうことなんです。

ということは、私思うのには、拡幅工事を町として計画した以上は、地権者の方が話し合いにものってくれない、くいも打たせてくれない、ああそうですかと、それでいいんですか。はっきり言いまして、もっと努力しなければいけないのかなと思うのです。その努力というものが、私にはどうも見えない。

私もこの質問をして1年以上たちますから、高橋議員も1年以上たっています。その間、「何にも努力していないというの」、そういうことなんですよ。これではいつになったって、拡幅工事の計画というのはできませんよ。

ということは、今、町長みずから言っていましたよね。あそこの道路は狭いと。ですから、今はさほどでもないのですけれども、農繁期になれば当然農家の軽自動車とかトラクターとか、そういうものが行き交うわけです。そこに子供たちが行けば、子供たちどうなりますか。田んぼの方に寄らなければ通れないのですよ。ですから、町の方はそういう拡幅工事を計画したんじゃないのですか。

それで、1年以上たっていても「何の努力もしない」、そうなんでしょう。じゃあこの 1年間、地権者とその後、話し合ったことあるんですか。答弁をお願いします。

- 〇議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。
- **〇町長(遠山 務君)** 地権者と話し合ったことがあるかと言いますけれども、地権者の

方が行き会っていただけないということでございます。

- 〇議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。
- **〇10番(若泉昌寿君)** 町長、地権者と話し合ってくれない、会ってくれない、それが 私から言わせれば努力が足りないということなんですよ。

私、こういうことを言いたくないけれども、そこまで町長が言うんでしたら私も言いますよ。逆に一昨年、その前ですか、3・11のときに、あれは取手東線の2828の5の歩道についてですが、その前にある家がありましたよね。これは町長知っていますよね。それで、そのときに、その家のかわらのぐしというんですか、あれがばらばらになって今にも落ちそうになりました。そのときに行政、そこもやはり通学路ですから、そのときに町としてどうしました、福田課長、そのときに福田課長は課長じゃなかったんですよね、じゃあいいです。

そのときに、学校教育課は通行どめにしたんですよ。かわらが落ちそうになってくるから危ないからということで、通行どめにしたんです。それで、その通行どめにして、じゃあ今まで通っていた子供たちというのは、恐らく馬場、布川台、東とか、その辺の子供たちだと思うのですが、その子供たちはどこを通ったと思いますか、町長。

町長、わかれば答えてください。わからなければ結構です。

- 〇議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。
- **〇町長(遠山 務君)** 今おっしゃっている通学路を通ったということは聞いております。
- 〇議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。
- **〇10番(若泉昌寿君)** 町長は幾ら学校教育課の方の問題であっても、「聞いております」って、そういう答えはないと思うのです。あなたはこの町の長なんですよ。今の「聞いております」は、人ごとみたいです。

確かにそうなんですよ。四季の丘を通って、それから、谷原の集落を抜けてそれで行ったのですよ。それで、今、私が一生懸命質問しているのは、拡幅工事をやるところの道路なんですよ。そこへまたほかの通学路を通っていた子供たちが、危険だからだめだといって、またそちらを通しているのですよ。それだけ多くなってしまうのですよ。あのままずっと通行どめにしていたらどうなんですか、今でもそちらじゃないんですか。

そのときに私も、学校教育課、はっきり言って2回行きましたよ。あのかわら、何とか しなければしようがないでしょうと。それで、学校教育課の方に2回行きましてらちが明 きません。

あれは相続関係で手がつけられないと、管轄は県の竜ケ崎工事事務所ですけれども、そちらの方で手がつけられない。ですから、これはどうしようもありませんと、そういう答えなのです。それで、町としてはそれ以上何の努力もしないのです。町長だって覚えていると思いますよ。

これではいつになっても通学路が解除できない。そういうことで、あの地先の家のぐし

というか、かわら、竜ケ崎工事事務所でやってもらったのですよ。それは町でやったのではないでしょう。名前は言いませんけれども、私がお願いして、ある県会議員にやってもらったのですよ。県会議員に行ったらすぐにやってくれましたよ。例えばの話、きょう行って、次の日にはちゃんと工事をやってくれたのですよ。それが、私は努力が足りないというのですよ。

子供たちがそこを通学路として毎日通っているのですから、それを何とかしなければしようがないと、それが町の考えでしょう。町はそれなりに頭を下げてでも、何回でも竜ケ崎工事事務所の方を行って、やっていただくように努力するのが行政の義務じゃないですか。だから、私はさっきから言っているように、努力が足りないと。でしょう。

ついでに、この話が出ましたから申し上げますけれども、以前はあそこの通学路、70センチかそのぐらいしかなかったんですよ。要するに違法建築でなかったから、それも何とかしてもらいたいということで、はっきり申しまして、我々利根町の議会の有志で何とか竜ケ崎工事事務所へ何回も足を運びました。私は何回も町にお願いしました。あれでは子供たちも危ないからと、子供1人しか通れないのですから、自転車は怖くて乗れないのですよ、ブロックの方へハンドルが下がってしまって。おりて通るような、そういう狭い道路だったですよ。

それを、結局我々議員の仲間の有志、私もお願いして工事事務所の方へ行って、それで何とかオーケーまで、あのとき私、教育長と町長に言いましたよね。私、工事事務所の方へ行きまして、このように手配をすればなりますからと、それもやらないんじゃないですか。

要するに、あそこの家の持ち主は亡くなりましたので、相続する方が16人か17人、たしかいたのですよ。そのうちの1人か2人、その歩道のところのブロックを壊すのでしたら、1人か2人、了解していただければ大丈夫ですからと、それを私、公のここの議場で皆さんに言ったのですよ。それもやらなかったんじゃないですか。

ですから私は、先ほどから何回も言うわけじゃないけれども、我々議員の仲間で、全員とは言いません。それを何とかして今はどうにかこうにか、歩道として子供たちも通れるようになっているのですよ。

でも、まだあそこだって問題なのですよ。もう少し努力してもらって、今、車庫になっているんです、車庫。あれも違法建築なんです。県の土地、歩道があるのですけれども、歩道の、どう表現したらいいのか、歩道よりも大体1メートル近く車庫が歩道に出ているんですよ。あの車庫を壊してもらえば完全なるいい歩道ができ上がるのですよ。それだって、家を壊すのでなくて、車庫ですから、あれだって努力すれば何とかなると思うのです。そういうことを町長は全然やろうともしない。努力もしない。

今、私このように町長に問いかけていますけれども、町長、現状車庫がどれだけ出ているか認識していますか、ちょっと答弁をお願いします。

- 〇議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。
- 〇町長(遠山 務君) 認識しております。
- 〇議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。
- ○10番(若泉昌寿君) 「認識しております」という今の答えでしたよね。

では、何とか工事事務所とよく話し合って、あの車庫だけでも何とかしようかと、そういう気持ちはないのですか、答弁。

- 〇議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。
- **〇町長(遠山 務君)** 先ほど若泉議員もおっしゃったように、相続をされる方が17名いらっしゃいまして、その中には相続を放棄された方もいらっしゃいます。ただ、まだ10名くらいの方が相続を放棄していない。あくまでも個人の財産ですので、それを町で、行政で壊すという場合は、その全員の了解をいただかなければならないということで、そういう状況で法律を破ることはできないという状況でございますので、町としてはどうにもならない。

それで、県の工事事務所の方でも、あそこは危ないので舗装したということでございますので、それも認識していただきたいなと思います。

- 〇議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。
- **〇10番(若泉昌寿君)** 何ですか、「あそこ危ないので舗装した」というのはどういう 意味ですか。今、危ないので舗装したという、私ちょっと理解できないのですが。
- 〇議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。
- **〇町長(遠山 務君)** あそこを拡幅した後、拡幅というか壊した後の、何と言うんですか、アスファルトですか、セメンですか、その部分でございます。
- 〇議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。
- **○10番**(若泉昌寿君) 今町長がおっしゃっているのはブロックを壊した、ブロックというのは要するに塀がわりにブロックで囲ってあったのですよ。それを私たちは工事事務所の方へ何度もお願いしに行って、それで壊せるような形にして舗装というか、それを流した、そのことを町長は言っているのですか。
- 〇議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。
- **〇町長(遠山 務君)** 場所についてはわかりませんが、私が報告を受けたのは、その後、 危ないから県の方では直したというような報告は受けております。
- 〇議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。
- **○10番(若泉昌寿君)** 町長、果たして今の言葉、現場をよく見ていないんですよ。どういう状況なのか。もう少し自分の町の通学路、危険な場所だったら、自分みずから見なければいけないんじゃないですか。

それで、危ないからって、危ないからじゃないんですよ。先ほどから言っているように、 歩道が70センチぐらいしかなかったのですよ。子供が1人通ったら通れないような、そう いう状況でしたから、私たちは県の工事事務所にお願いして、せめてブロックだけでもって、そういうことで相続人のお二方にお願いして、じゃあそれでいいですよということで 了解を得て県の方も了解してくれたんですよ。それであのブロック塀を壊せるようになったわけです。それで、今現在はかなり広くなったわけです。

でも、なおかつまだ、先ほども言いましたけれども、車庫が歩道の方へはみ出して建てられているのです。車庫ですよ、本当にブリキでやってある車庫ですよ。ですから違法なんです。そこの車庫ぐらいは何とか町として、工事事務所とよく話し合いをやっていけば何とかなるんじゃないですかと。だから、その努力はどうなんですかと、そういうことなんですよ、私が言っているのは。あくまでも車庫は違法建築なんですよ、そういうことを私は言っているんですよ。

ですから、何回も言うわけではないけれども、町長、あなたは努力が足りないのですよ。それで、なおかつ、この前も栃木県の日光の方で5強くらいの地震が起きましたよね。またいつどういうふうに起きるかもわかりませんよ。そうしますと、実際のあの建物のかわら、あれだってどういうふうになるかわかりませんよ。ちょっと大きな地震が来たら。そうなると、またそこは通学路を閉鎖するような形になってしまいますよ。そういうところも工事事務所とよく話し合って、町として考えなければいけないんじゃないですか、町長。今はいいですよ、今は、それで通学路としても今はブロック塀がとれたから何とか通れますよ。しかし、それよりももう少し改善する余地があるんですから、そういうところも努力しなければいけないでしょうよ。

そういうことで、今の取手東線の何番でしたっけ、ちょっと地番が忘れましたけれども、 さっき述べたあそこの場所、町長、何とかこれから工事事務所と話し合って車庫を、せめ て違反建築されている車庫を何とかしたい。

それと、あのかわら、かわらを何とか落ちてこないように努力して修復する気持ちはありませんか。ちょっと答弁をお願いします。

- 〇議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。
- **〇町長(遠山 務君)** あそこの部分については、狭いときも、広げたときも、その前後 見に行っております。ただ、県の方としても、町の方としても、違法な法律に触れるよう なことはできないということでございますので、個人的な財産を、すべての相続者の印鑑 が要るわけです。承諾が要る。それがなければできない、それをなくしてやると、これ違 法になりますので。
- 〇議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。
- **〇10番(若泉昌寿君)** 町長、法的に違法だどうのこうのって、そういうことばかり言ったのでは、これは何もできませんよ。

確かにそれはそうですよ。相続者が16名から17名いるんですよ。私が言っているのは、 全部あの家を壊しなさいとか、壊してもらいなさい、そういうことを言っているわけでは ないのです。車庫、現に県の歩道の方へ飛び出して結局できているわけですから、片方か 違法建築なのですよ。ですから、その車庫ぐらい壊すように、利根町として茨城県の竜ケ 崎工事事務所の方へ行って何回となくお願いしながら、結局見出すような、そういう努力 がほしいと私は言っているんですよ。

それで、ただ違法だ、違法だと、他人の家ですから壊せませんとか、そういうことではないのです。もう少し努力してもらいたいということなんです。その努力する気持ちがあるのか、それを聞きたいのですよ。町長。

- 〇議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。
- ○町長(遠山 務君) 竜ケ崎工事事務所の方とも、あの件に関しては再三協議して、竜ケ崎工事事務所の方でもどうにもならない案件だということでございますので、先ほども申し上げましたとおり、竜ケ崎工事事務所としても違法なことはできないということでございます。
- 〇議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。
- **○10番(若泉昌寿君)** では、町長、お聞きしますけれども、ブロック塀を壊せたのは、何で壊せたのでしょうね。

これ、我々議員が通学路で子供たちの安全のためにも何とか確保したいと、そういう 我々の願いというか、努力というか、それが竜ケ崎工事事務所はわかってくれたから、ど うしたらブロック塀だけでも壊せるのかといろいろ模索して、その挙げ句が16か17人いる 相続人のうち、2人ぐらいいれば、その承諾を得れば大丈夫ですねと、そういうことが見 出せたのですよ。それで壊せたのですよ。

ですから、車庫だって、既に違法の建築なのですから、それが絶対に壊せないということは、私は絶対にあり得ないと思うのです。これは町と竜ケ崎工事事務所とよく話し合って、せめてあの車庫ぐらいは何とかしなければいけないのかなと、そういうことで私こうやって一般質問をしているのです、町長。

それと、また最初の町道の方へ戻りますけれども、努力、努力って本当に私は努力が足りないと思うのです。高橋議員も私もそれなりに行政に対して、拡幅を何とかしてもらいたいと質問していましたよ。それでもなおかつ行政はやらない、相手が話になってくれないから努力もしないと。

それは確かに地権者というのはいますよ。地権者の名義人というのですか、その方が一番うんと言わなければ、確かにそれはどうにもならないかもしれない。話し合いにものってくれないかもしれない。しかし、それには町としての努力というのが私足りないと思うのです。何回も努力と言いますけれども、相手がだめだ、おれは絶対あそこは譲れない、それでああそうですかと、それでは努力ではないのですよ。もう少し子供たちのために、ここを何とか安全な通学路にしたいんだよと、そういうことを相手にわかってもらえるようにお話し合いをしていかなければしようがないと思うのです。そういう努力が私、足り

ないと。

それで、どうしても地権者の、そこのご主人でしょうけれども、でも家族もいると思うのです。家族の方たちだって一応そういうお願いというか、そういう話もすべきと思うのです。それで家族の方で理解してくれるような形になれば、そのご主人に対しても、町でも通学路として何とかしたいんだから何とかして上げましょうよとか、そういう話し合いにもなってくると思うのです。ただ話し合いにのってくれないからと、1年以上もほうりっ放し、それで進展ありませんと、それは町長、ないんじゃないですか。もう少し町として考えていかなければいけないのかなと思うのです。

この通学路を指定したという経緯があるんですけれども、例えばの話、取手東線の2828 号の通学路に関しては、通学路にする場合、地域の皆さん、PTAとか皆さんのご意見を聞いて、どうしてもここは通学路にしたいんだよ、ですから町の方にお願いしますという、そういうことをお願いされて、また行政の方も通学路ということを指定してきている経緯があるわけです。

ですから、ただ行政があそこを通学路にしようかと、そういうことではないのです。周 りの住民の方、PTA、それから、もろもろ、そういう方たちのご意見を聞いて、その上 で通学路にしているわけなのですから。

今度、四季の丘から谷原を通っていく拡幅の計画、これは町で立てたのでしょう、はっ きり言って通学路に指定したから。それで話し合いにのってくれない、進展がありません。 それでほったらかすというのはどうなんですか。

これは都市建設課の課長に聞いてもどうしようもないですから、都市建設課の課長に答弁は求めませんけれども、こういうときに教育長がいないから、また福田学校教育課長に答弁を求めても酷な話ですから答弁は求めないようにしますけれども、教育長がいたら学校教育課として教育長の考えとして意見を聞きたいですよ、私は。通学路として指定して、このままほったらかし、ですから、遠山町長は、行政の方で折衝を余りしないで、折衝しても話し合いにのってくれない、だからここはやらないんだ、そういう場合だったら、教育長がここにいれば、教育長に、「教育長どうなの、あそこの通学路は必要性があるのか、ないのか」と聞きたいですよ。それで必要性があると言ったら、じゃあ何で町長の方に何とかしてくれよと、私はそういうふうに言いたいです。このことを福田学校教育課長に言ってもちょっと答弁がなかなかできないでしょうから、それは求めません。

ですから、特に通学路に関しては、学校教育課の考えがあると思うのです。ただ、町長の方は地権者が話し合いにのってくれないからやらない、やらない、それだけの話ですよね。それで、いつまでやっても時間がたつだけで押し問答ですからどうしようもないのですけれども、町長、あそこを通学路としてこれからも指定していくのか、どうなのか、それは町長でなくて学校教育課の方になるのか、これからも通学路として指定していくのか、それがわかりましたら。

- 〇議長(五十嵐辰雄君) 学校教育課長福田 茂君。
- **〇学校教育課長(福田 茂君)** 通学路の指定につきましては、PTA、各保護者の方に 決めていただいて、そこが安全かどうかということを学校が見て、それを教育委員会が報 告を受けて指定していくという状況ですので、今のところ現状のまま通学路として使用し ていく予定でございます。
- 〇議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。
- **〇10番(若泉昌寿君)** 現状のまま通学路として指定していく、そういうことですよね。では、現状のまま通学路として指定ということになりますと、学校教育課としては、同じ行政ですけれども、何とか拡幅は早目にやってもらいたいという、そういうことは考えているのか。

答弁はちょっと無理になってしまうのか、じゃあやっぱりこれは求められないね。教育 長だったら、こういうことずばずば答弁をお願いしたんですけれども、でも学校教育課と しては、当然これ拡幅は一日も早くやってもらいたい、恐らくそう思いますよ。

町長の今までの答弁を聞きますと、今のところは、これから改めて地権者との折衝というのはやらないような感じなのですけれども、後で答弁をお願いしますけれども、いやこれからどんどんやりますと言ったら、私、はっきり言って、本当にお礼を申し上げます。やってもらいたいです。ただ、現状でやらないということですので、ということは通学路も拡幅工事はなかなかできない。できないということは、農閑期はさほどでもないのですけれども、農繁期になりますと、私冒頭に言いましたように、軽トラとか耕運機とか通るわけです。そうしますと子供たちが通学するのに支障が出るわけです。これは、農家の方たちと地権者との話し合いも当然必要なのですけれども、登下校の1時間くらいの間、専用通学路ということはできないのですか。車両通行どめみたいな、時間を区切って1時間とか、1時間は要らないのかな、登校の場合は30分ぐらいでもいいのかな、そういう考えは学校教育課長としてどう思いますか。

- ○議長(五十嵐辰雄君) 学校教育課長福田 茂君。
- **〇学校教育課長(福田 茂君)** 現在のところ、この通学路につきましては、私、過去の経過は余りよくわかりませんので、今、議員がおっしゃったような時間帯でのあれというのは考えておりません。

また、時間帯で規制をかけるというのは、通学路として危険箇所ということで町の教育 委員会が認めて、それを県の教育委員会に報告しているのですが、県の教育委員会の方で それが危険箇所で、ここは時間帯で交通の制限をした方がいいということであれば、県警 の方に話をするということでございます。

- 〇議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。
- **〇10番(若泉昌寿君)** 県の教育委員会、確かにそうなのですが、現状というのは、この利根町がわかるわけです。利根町として、ここはこうこうこうなんだから、登下校の間、

どうしても車両を通行どめにしてもらいたいんだと、そういうことを県に言えば、県だってだめだとは言わないと思うのです。それは何でも努力なんです。本当にこの問題で幾らやってもらち明きません。

最後に一つ言いたいことがあるんですよ。ボランティアの方たち、一生懸命登下校をやってくれているのですよ。それは課長もご存じ、こちらへ来てまだ日が浅いのですけれども、本当に皆さん親身になって子供たちを守ってくれております。私も常にありがたいな、特に3時になりますと、行政の方から「下校の時間です。見守りをお願いします」と流れます。そういうことでありがたいなと思っております。

「行政とボランティアの皆さんと話し合ったことはありますか」と言ったら、「話し合ったことございません」ということなのですけれども、これは学校教育課長、ぜひ年に少なくても一度ぐらいは話し合ってもらいたい。なぜかと言いますと、ボランティアの皆さんというのは、子供たちが登下校しているところ、それは各学校で違いますから、ここが危険だよ、ここはどうなんだと、はっきり言って、ボランティアの方は全部知っているのですよ。ですから、その方たちと学校教育課で話し合えば、ボランティアの皆さんもここはこうなんだよ、あそこはこうなんだよと言ってくれますよ。それで、そういう悪いところは改善ということにも結びついていくんですよ。ただ、ボランティアの皆さんいつもありがとうございます、そういうことではないのです。

私、今回この問題につきまして、当然ボランティアを毎日のようにやってくれている方から、一つ何としても改善してもらいたいということを承っているのです。これは羽根野地区なのですけれども、羽根野地区へバス道路を戸田井の方からずっと上がってきますよ。私も初めて気がつきましたけれども、羽根野の中央の通りというのは歩道が両方にあるのです。ところが、カーブしてくる、それから200メートル、その間の歩道がないのです。そこが通学路になっているのです。なおかつ町の街路灯が立っているわけです。それで、普通の街路灯はきちんと道路の端の右側に立っているんですけれども、1本だけ真ん中に立っているんです。なぜ真ん中に立っているのかわからないです。今度、課長、現場に行って見てください。ですから、歩道がなくて車道だけであって、一つ街路灯が立っているから、子供たちが道路の方に膨らんで通るような、そういう形、危険な場所があるのです。

私もそのボランティアの方に言われて初めて、なぜここはそういう設計でできたのかな と不思議に思いますけれども、そういうところも、たまたま私、今回この通学路のことで やるということで言いましたら、じゃあということで。

そういうところを、危ないようなところとか、ここは何とかしなければいけないよというのも、ボランティアの皆さんとのお話し合いを常に行っていれば、そういうところもわかってくるんですよ。

当然、このことに関しては、区長の方から行政の方へは言ってくれてはあるそうですが、何の回答もないと、そういうことです。

このボランティアの皆さんというのは、これからもますます必要性というか、必要性と言ったら語弊がありますけれども、皆さんが子供たちを、毎日、安心して安全な登下校を守ってくれているのですから、そういうところも町はただありがたいんだ、そういうことでなく、そういう点も話し合えばわかってきますから、ぜひともやってもらいたいなと思います。

課長、その点は答弁は要りませんけれども、教育長とも話をして、その話し合いという のは、これは必ず実行してください。それだけお願いします。

それと、時間もなくなりましたので、町長、先ほどから何回も私言って申しわけないのですが、もっと努力してくださいよ。話し合いをやってくださいよ。相手が、それは、相手は相手で事情はありますよ、確かに。事情はあるかもしれないですけれども、町は町のやっぱり事情があるのですよ。通学路として、そこは子供たちのために拡幅をしたいんだと、その熱意を持って話し合いをやってもらいたいですね。ただ相手が話し合いにのってくれないからしようがないと、それで済ませるのではなく、ぜひともこれからやってもらいたいです。

高橋議員もそういう思いで何回もやっているわけです。私も、そういうことは常に思っております。子供たちに本当に安心して通学できるようにと思っています。ですから、ぜひとも町長として、教育長とよく話し合って、それで何とか一日も早く拡幅できるようにお願いしたいと思います。

また、私、今度の改選まで2年ぐらいありますから、改めてまた1年後ぐらいに、また 高橋議員ももっと早くやるかもしれませんけれども、また再度この質問をやらせていただ きますので、最後に町長、もう少し努力いたしますというか、その決意というか、その答 弁をいただきまして私の質問を終わります。

- 〇議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。
- **〇町長(遠山 務君)** 今後も子供たちの通学路の安全確保等については努力してまいりたいと思っております。
- **〇10番(若泉昌寿君)** よろしくお願いします。
- ○議長(五十嵐辰雄君) 若泉昌寿君の質問が終わりました。 暫時休憩といたします。

午後2時05分休憩

午後2時15分開議

○議長(五十嵐辰雄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 5番通告者、6番坂本啓次君。

[6番坂本啓次君登壇]

○6番(坂本啓次君) 5番通告、6番の坂本啓次でございます。

ただいまから通告してあります一般質問をさせていただきます。

私は、1番目といたしまして、現在どうなっているか知りたいので、スーパー堤防の今後の計画についてお聞きしたいと思います。

皆さんご存じのとおり、政権が変わりまして、前回のとき私が質問した中では、予算的なものはスーパー堤防の場合、削られたもので、仕事がストップし現状のままで置かれるという話があったと思いました。でも、政権が変わりまして自民党になったおかげで、また違った形でスーパー堤防が再開になるかもしれないという話を聞きましたので、それでは今後の状況をちょっと聞きたいと思いまして質問いたします。

その中で、今後同じような形態でやっていくのか、それともまた政権が変わったおかげで、やり方、ないしは予算のつけ方が大分大きくなると思われれば、もっとすばらしいスーパー堤防になるのか、その内容的なものを詳しく、利根町の担当課長ないし町長に、わかる範囲で結構なのですが、今後の見通し等をお伺いしたいと思います。

2、3につきましては自席でお願いします。

○議長(五十嵐辰雄君) 坂本啓次君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

[町長遠山 務君登壇]

〇町長(遠山 務君) それでは、坂本議員の質問にお答えをいたします。

スーパー堤防の今後の計画についてということで、スーパー堤防の計画変更後と防災ステーションにつきましてお答えをいたします。

初めに、前回の一般質問でもお話しましたが、平成24年、25年度に河川都市基盤整備事業で、国交省が、図面上ではII-2という地区でございますが、II-2地区を盛り土いたします。その後、約2年間プレロッドによる沈下をさせて、残留沈下を見て、その後、町が上部整備を行います。

次に、防災ステーション計画についてでございますが、昨年の12月17日に国土交通省からプレスリリース (新聞発表) されております。その内容でございますが、箇所名は利根川茨城県北相馬郡利根町押付地区河川防災ステーションとなっております。

事業概要でございますが、押付地区河川防災ステーションは、利根川及び小貝川の洪水被害を最小限に食いとめるため、災害時の緊急復旧活動を行う上で必要な緊急資材の備蓄、また駐車場、ヘリポートなどのほか、利根町が水防センターを設置し、迅速かつ円滑な復旧活動の拠点として整備するものであります。

また、平常時には、町民のテニス、野球場、グラウンドゴルフなどスポーツ交流を中心 とした活動を行い、地域活性化を図るとされております。

この事業は、現段階ではまだ国交省の計画に登録されたものであり、詳細については、 今後、国交省と町が調整して整備する施設の内容や費用の負担、使用方法などを決めて協 定書を結ぶ運びとなります。 〇議長(五十嵐辰雄君) 6番坂本啓次君。

○6番(坂本啓次君) 今、町長からの説明で大体はわかりましたが、やはり利根町の一番の懸念であります利根川水域であるという土地がらで、利根川と小貝川の合流点の決壊が過去何百年前からずっとあったという話も聞いております。そんな感じで、その辺からも利根町は利根川の増水時に一番町の本当の不安というか、そのものが一番大きいと思います。もし利根川が決壊でもしたら、どうしようもない、利根町が本当になくなってしまうというくらいの、今の水の怖さというのが、皆さんもご存じだと思います。だからこそ、私はあのスーパー堤防は、できればこの利根町の役場に近くまでずっと延ばしていただいて、万年、千年後も二千年後も、ここの利根川の決壊は利根町にはないんだというすばらしいスーパー堤防がほしいなと思っていたくらいでございます。

また、先ほど町長から出たように、防災ステーション、全国的にも珍しいのかなと思いますので、ぜひともそのようなものを利根町に取り入れて、この利根川の不安感、9月、10月の台風時期の不安がなくなるような今後の地域にしていきたいということ、私は子供のころからそういうのは感じていましたので、今言ったすばらしいスーパー堤防の上にできる防災ステーションというのは夢のような話なので、ぜひとも完成できるように、役場の職員も全員で一丸となって、利根町の中に取り入れられるように頑張ってもらいたいと思います。その辺は今後期待しますので、よろしくお願いします。

2番目の話を聞きます。 2 に冠水歩道と書いてありますが、冠水歩道というのは、 4 月、 5 月の用水が来たときに冠水するニュータウンの南側の歩道のことだったのですけれども、 今、あそこは現実には工事が始まりました。私が聞きたいのは、あれから何年ぐらいたつのか、 3 年ぐらい前からあの状況であったのですね。利根町の美しさを保つためにも早急にもっと早くやってもらえなかったのが残念で仕方がありませんでした。でも、ここでやっていただけていますので、いいことでございますが、ただ、今の部分的なところだけでなく、南側すべての歩道が大分傷んでおりますので、今後はどの辺までやっていただけるのか、その先の説明ができれば、その内容をお聞かせください。

- 〇議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。
- **〇町長(遠山 務君)** それでは、冠水歩道についてのご質問にお答えをいたします。

県道取手東線のニュータウン南側の歩道改修工事でありますが、ご指摘のとおり、県管理の道路であるため、竜ケ崎工事事務所に問い合わせをしました。

それによりますと、震災で壊れたところの改修を行っているそうです。内容は、土どめでできていた水路をフリュームに入れかえる工事と歩道を改修する工事だそうです。

次年度も予算がつけば、引き続き壊れている箇所の改修工事を行うということでございますので、町としても予算措置をしていただけるようにお願いしていきたいと考えております。

〇議長(五十嵐辰雄君) 6番坂本啓次君。

○6番(坂本啓次君) 今、町長の説明を聞きましたけれども、町長の今の返答の仕方だと、自分の町内でないみたいな話し方をしていますけれども、町長、自分の土地なのだから、もっと自信を持って県の方にきちんと早目にやってくれということを、もっと強気で言ってもらいたいと思いますので、ぜひともその点は、心を鬼にしてでもいいですから、県の方に交渉してください。

それと、県道だから利根町では余り予算の都合上、全然口出ししかできなくて、実際はできないのはわかっています。だけど、美化というか、利根町の地形の中で、あそこは人が通るので、余りにも見た目が悪い状態で何年もほうっておくというのはおかしいので、課長、町長もそうなのですか、もっと努力して県の方に交渉するなりやって、ああいうところはもっと早急に、地震があったからということになるかもしれませんが、地震も2年前の話なのです。あれはその前からですから、私たち議員の中でも冠水対策特別委員会を立ち上げていろいろ調べているんだけれども、大分前から利根町の中には、歩道ないし車道が冠水しているところが多いのです。そういうところは利根町地内であって、県道であったにしても、早急に役場ないし町長以下全員で、県の方にもっと早く修復できるような状態にもっていけるように努力してもらいたいと思います。

我々議員も今後なお一層、冠水対策特別委員会もありますので、やっていきますけれど も、早急にただいま行っているような工事はやっていただきたいと思いますので、その辺 はよろしくお願いします。

それと、3番目のソーラー事業についてお聞きいたします。

きょうも庁舎の上あたりもいろいろソーラー問題をやっていますけれども、私が聞きたいのは立木町有地のソーラーの問題ですが、3月には見通しがつくと、この前の町長の話の中でも計画というか、いろいろ進んでいると言っておりますので安心はしていますが、3月いっぱいでないと東京電力の方の買い上げ価格が変わるという感じで、早急に計画を達成しないと、町としても入ってくる地代とかに影響するのではないかと心配していますので、その辺のことが詳しくもっと内容がわかれば、町長の方にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。
- **〇町長(遠山 務君)** 立木の町有地のソーラー事業は、3月には契約の見通しがつくと していましたが、現在どのような状況にあるのかとのご質問にお答えいたします。

現在、土地造成後に地盤沈下の影響が出ており、シャープ株式会社において施工方法を検討している状況です。

今月初旬に地盤沈下状況の見通しを立て、施工方法を決定し、全体工事費が確定後、早 急に土地賃料の交渉を行います。

その後、今月中旬までに最終事業提案書を提出していただき、土地賃貸契約を行う予定となっております。

なお、経済産業大臣の設備認定及び東京電力株式会社に需要契約を受理していただいて おりますので、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度の1キロワット当たり42円で、 20年間の買い取りは確定しております。

- 〇議長(五十嵐辰雄君) 6番坂本啓次君。
- ○6番(坂本啓次君) 今の説明によりますと、確定しているので、今後入ってくる賃貸料というか、町へのあれはそんなに変化なく、当初言われたとおりの金額で入ってくると思いますが、その点はなかなかいいことで、立木の町有地が、皆さん見てもわかるように、きれいに整地されて外見が、あそこにソーラーができればちょっとした美的感覚もいいのかなと思いますので、それも早急にやっていただく方向でやっていると思いますが、なお一層の努力で町の美観を上げてほしいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長(五十嵐辰雄君) 坂本啓次君の質問が終わりました。 暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時45分開議

〇議長(五十嵐辰雄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番通告は私でありますので、会議規則第53条の規定に基づき、議長席を副議長の11番 白旗 修君と交代をし質問いたします。

[議長五十嵐辰雄君退席、副議長白旗 修君着席]

〇副議長(白旗 修君) かわりまして議長を務めさせていただきます。

それでは、引き続きまして会議を再開いたします。

6番通告者、12番五十嵐辰雄君。

[12番五十嵐辰雄君登壇]

〇12番(五十嵐辰雄君) 6番通告、12番五十嵐辰雄でございます。

町の基幹産業である農業の振興策について質問いたします。

日本の農業政策の変遷を見ると、昭和36年に農業に関する政策を示すために農業基本法が制定されました。当時は農業の機械化、省力化が進み、労働生産性が向上した時代であります。農業基本法は農業界の憲法とも言われておりました。その後、日本経済社会が急速な変化と制度改正が行われ、平成11年に食料・農業・農村基本法が制定されまして、農業基本法に変わるべき農政が展開されました。

日本の農業は、農業者の平均年齢が66歳と高齢化が進み、この20年間で農業所得が半減するなど、まさに危機的な状況下に置かれております。安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業として持続性を回復させ農村の再生を図ることが急務でございます。

環太平洋経済連携協定(TPP)参加交渉問題については、例外を認めない関税撤廃を

条件とする交渉には参加しないとの国論が分かれております。国民的議論を進め、日本の立場において判断し決める問題で、とりわけTPPについては農業問題が重大な局面に立たされております。次の点をお伺いします。

1番ですが、町の基幹産業である農業の振興策として、地域マスタープランと呼ばれる 人・農地プランの概要と、農地利用集積円滑化事業の状況はどのようになっておりますか お尋ねします。

2番ですが、平成24年農業者戸別所得補償制度の実績は。現在はまだ年度中でございますので、現在の概算で結構です。それから、助成制度の概要についてお伺いします。

3番ですが、平成24年産の生産調整の実績ですが、これも今24年度の年度末ですから概算と助成の概要についてお伺いします。

○副議長(白旗 修君) 五十嵐辰雄君の質問に対する答弁を求めます。 町長遠山 務君。

[町長遠山 務君登壇]

〇町長(遠山 務君) それでは、五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

地域マスタープラン、人・農地プランの概要とのことでございますが、これは農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があることから、平成24年度から農林水産省が事業をスタートさせたもので、人・農地プランは、地域の高齢化や農業の担い手不足が心配される中、5年後、10年後までにだれがどのように農地を使って農業を進めていくのかを、地域や集落の話し合いに基づき取りまとめるプランでございます。

プランの取りまとめ役は町でありまして、地域の農業の担い手を「中心となる経営体」 と位置づけ、農地の集積計画や利用図を作成し、地域における将来的な農地利用の「設計 図」を描いていくものでございます。

人・農地プランは、集落、地域における話し合いによって、今後の中心となる経営体は どこか、中心となる経営体へどうやって農地を集めるか、中心となる経営体とそれ以外の 農業者を含めた地域農業のあり方を決めることになります。

人・農地プランを作成するとさまざまなメリットが用意されております。人・農地プランに位置づけられますと、青年就農者への支援や、離農された方への農地集積協力金、また、認定農業者向けスーパーL資金の当初5年間無利子といった支援が受けられます。

当町においては、プラン作成に当たり、町内4地区(旧町村単位)で作成を計画し、今年度は文間地区、東文間地区の2地区のプラン作成に取り組んでいるところでございます。

次に、農地利用集積円滑化事業の状況でございますが、この事業は、農地等の効率的な利用を促進するため、平成21年12月に改正農地法により創設された事業でございまして、この事業の柱となるものは農地所有者代理事業、農地売買等事業、研修等事業の3事業でございます。

事業概要として、まず、農地所有者代理事業は、所有者からの委任を受けて農地等の売り渡しや貸し付けを行う事業です。次に、農地売買等事業は、所有者から農地等の買い入れを借り入れを行い、売り渡しや貸し付けを行う事業となっております。3事業目となる研修等事業は、新規就農希望者に対して農業の技術などに関する実地研修を行う事業となっております。

当町で取り組んでいる事業は、農地所有者代理事業となり、平成22年度から平成23年度の間に94筆22へクタールの貸し付けの委任を受け、そのうち74筆19へクタールの利用権設定がなされております。平成24年度は26筆5へクタールの委任を受け、現在、利用権設定の成立を目指しているところでございます。

続きまして、平成24年産農業者戸別所得補償制度の実績及び助成制度の概要についての ご質問にお答えをいたします。

初めに実績でございますが、米の戸別所得補償交付金該当者が207名、水田活用の戸別 所得補償交付金該当者が128名でございます。

この交付金は、国から直接農家へ支払われるもので、今年度の場合、米の戸別所得補償交付金が平成24年12月に4,100万円、水田活用の戸別所得補償交付金が平成25年1月と2月に分けて9,835万円支払われております。

次に、助成制度の概要でございますが、交付金の項目は大きく分けて2項目あります。

一つ目は、米の戸別所得補償です。これは、生産調整を達成した農家の主食用米の作付面積が対象となります。交付金は、主食用米の作付面積から一律10アールを控除し、残りの面積に対して10アール当たり1万5,000円交付するものであります。さらに、米の価格が標準的な生産費(60キログラム当たり約1万3,700円)を下回った場合、米価変動補てん交付金が支払われます。

二つ目は、水田活用の戸別所得補償です。これは、加工用米、飼料用米、麦、大豆、野菜類の転作作物を作付し、出荷販売を目的とした農家が対象となります。交付単価は、10アール当たり、加工用米、そば、菜種2万円、飼料用米、米粉用米8万円、大豆、麦、飼料作物3万5,000円、野菜類が5,000円から1万円となっております。

続きまして、平成24年産生産調整実績及び助成制度の概要についてのご質問でございますが、利根町の転作目標面積として全体で436ヘクタールの配分が来ております。各農家へは耕作面積の38%を転作目標面積としてお願いしているところであります。

436ヘクタールの転作目標面積に対して転作や休耕の実施面積は320ヘクタールであり、 達成率は73.4%でございます。また、転作を達成した農家数は344軒となっております。

転作作物の作付の内訳といたしましては、一般的野菜等の作付が59へクタール、加工用 米、飼料用米の作付が166へクタール、休耕面積が95へクタールとなっております。

次に、町の助成制度の概要についてでありますが、町助成金は助成項目が5項目あり、 総額予算が2,500万円となっております。 一つ目の基本助成金は、主食米以外の転作作物に対し10アール当たり4,000円を交付します。今年度の転作面積と支払い額は38ヘクタール、152万円です。

二つ目の加工用米助成金は、加工用米の作付に対し10アール当たり1万円を交付します。 今年度の転作面積と支払い額は72ヘクタール、720万円でございます。

三つ目の飼料用米助成金は、飼料用米の作付に対して10アール当たり5,000円を交付します。今年度の転作面積と支払い額は95ヘクタール、475万円です。

四つ目の担い手育成支援は、営農組織が集積し転作作物を作付した部分に対し10アール 当たり1万円を交付します。今年度の転作面積と支払い額は107へクタール、1,070万円で す。

五つ目の利用権設定助成金は、認定農業者と新規に利用権設定した部分について、地権者に対して、初年度に限定し10アール当たり4,000円を交付します。今年度の対象となる利用権設定面積と支払い額は12ヘクタール、48万円となっております。

今年度の支払いについては、基本助成金、加工用米助成金が昨年12月に、飼料用米助成金、担い手育成支援金はことし1月に交付しております。利用権設定助成金に関しては、今月交付する予定となっております。

〇副議長(白旗 修君) 12番五十嵐辰雄君。

〇12番(五十嵐辰雄君) ただいま町長から詳しく説明いただきました人・農地プランでございますが、これは農林水産省では今年度からスタートしたわけでございますが、利根町でも早くこういった問題について、町当局では今年度は文間、東文間地区だそうでございます。

今、日本の農業政策は、先ほど日本の農業政策の歴史を申し上げましたけれども、もう少しかいつまんで申し上げますと、農業基本法を制定した時代でございますが、当時は農林省という省でございました。当時は農業生産の展望が明るく将来性のある産業でございました。学校の教科書にありますように、生産の三要素、それは土地、労働、資本でございました。そのほかに、土地には水とかそういった天然資源が含まれております。今は大分農業形態もバイオとか何かで変わりました。

小規模農業を大型経営として生産性を高め所得を上げるには、農業の近代化、大規模化でございます。当時の農業構造改善事業を町でも当初から先進的に進めておりました。その農業基本法も、農林省では昭和37年度から10カ年計画で実施いたしました。その事業は、農地の基盤整備、農地の集積化、土地改良、農道、用排水の整備、そして大型機械の導入でございました。ある程度の成果がありましたけれども、その反面、経営規模の拡大という点では成果が余り上がらなかったわけでございます。

そして、農林省では、昭和45年度から第2次農業構造改善事業を発足させようとしましたけれども、当時は過剰米が問題となりまして、総合農政にすぐ転換することになりました。

このような農業政策を、実際に農業経営する農家の方が一番よく知っております。今の 農業政策の基本となるものは、人・農地プランに示すように、新規就農、農地の集積等が あります。そして、農林省でも昭和53年に今の農林水産省に改称しました。

利根町の土地の構成でございますが、統計の資料によりますと、総面積が2,490~クタール、そのうち田、畑等の農地が54%、町の半分以上は農地でございます。そのほか宅地が13.4%、山林、原野、雑種地が6.6%、そのほか26%でございます。町の総面積の54%、半分以上が農地でございます。いかに農業政策が大事かということが、この数字からでもはっきりわかります。

何と言っても農業の後継者の育成が一番でございます。農業経営者が安心して農業に取り組まなければなりません。農業政策については農業を継続できるように、国や県ではっきりと目標を立てなければ安心して農業経営できません。今、TPP問題が社会問題でございまして、非常にTPP問題から国民は目を離せない状況でございます。

農業集積でございますが、先ほど町長がおっしゃいました人・農地プラン、新規就農、 農地集積についてはパンフレットが経済課にありますけれども、これは一般の農家経営者 がこのパンフレットに書いてあることが、町長がおっしゃっているような農業政策が、果 たして農家の経営者の方が知っているかどうか非常に疑問でございます。町の方でこの 人・農地プランのPRが担当課でどうやってやっているか、その点もお伺いします。

ここにいろいろ町長がおっしゃったことがほとんど書いてあるんですけれども、これは 課の方としては、農家の方にこういったプランをお示ししてあるかどうか、その点をお尋 ねします。

〇副議長(白旗 修君) 経済課長矢口 功君。

○経済課長(矢口 功君) 6月でしたか、井原議員の質問のときにも少し触れましたけれども、この人・農地プランの中では、昨年23年の6月、7月だったと思いますけれども、6月、7月と2カ月かけまして東文間、文間地区の集落を集落座談会ということでお邪魔させていただきまして、加納新田と中谷地区を除くすべての集落を回らせていただきました。

今、ご質問のPRの件でございますけれども、いわゆる生産調整等をしている農家の皆様のお宅にはすべて、アンケートも含めてこの内容のパンフレットは配ってございます。ただ、以前もお話したかと思いますけれども、非常に農家の方の出席が、各地区とも、地区によって差はあるわけですけれども、このプランに対しての理解もなかなか難しい部分もあるようでしょうし、また、これからの農業についての話し合いということでお邪魔したわけですけれども、現状のままで余り興味を示されなかったような集落もございまして、そういう部分では、これは私どもだけでなくてどこの市町村もそうみたいなのですけれども、PRという部分では、必ずしもそれぞれの農家が周知しているというわけにはなっていない状況にも思われます。

[「昨年は平成24年だよ」と呼ぶ者あり]

- 〇副議長(白旗 修君) 経済課長矢口 功君。
- **〇経済課長(矢口 功君)** 失礼しました。昨年ですので平成24年の6月、7月です。訂正いたします。
- 〇副議長(白旗 修君) 12番五十嵐辰雄君。
- **〇12番**(五十嵐辰雄君) 再度質問しますけれども、このパンフレットを、ただつくったものを持って歩いて集落を回っても、なかなか浸透しません。地区の方に集まってもらって、ここのイラストにもありますように、懇談会とか集落の話し合い、こういったものが必要です。ただ1軒、1軒回ってアンケートでも、余り皆さん関心を持っていません。

今、日本の農業は確かに平均年齢66歳でございます。10年後の年齢は、年齢が進行しますと七十五、六歳ですよ。後継者が本当にいないのですよ。それで、町の面積の半分以上が農地でございます。こういう現状を見据えて、農業関係については、今は経済課でございますけれども、これから農業関係は農業専門職の事務吏員も採用した方がいいと思うのです。一般行政事務だけでは、なかなか専門家はできません。

国や県では行政職も専門職を採用しております。農業技術、農業土木とか、一般の事務 吏員だけでは能力の限界がございます。そういう点も、これ要望でございますが。

ですから、町の方針というものを説明する資料をつくって、その基本政策、基本方針を示さなければ、ただ国の方でつくったパンフレット、インターネットのホームページといったものから引き出したものをコピーしたのでは、なかなか説明資料には不足します。私としては、こういった農業政策の方針、やはり資料をつくって、具体的な事例をつくって進めるのが農業政策の根幹でございます。そういった点につきまして、経済課長、お願いします。

- 〇副議長(白旗 修君) 経済課長矢口 功君。
- **〇経済課長(矢口 功君)** 先ほど説明しましたように、集落に入ったという話をしましたけれども、すべて区長にお任せしまして、区長に集めていただいたというところで、そうは言っても結果として集まっていただけなかったという部分は、結果としては同じなのですけれども、そういう部分からすると、なかなか難しい部分があったのかなと今は思っています。

それと、国の資料をただまねたというわけではなくて、やはりアンケートにもアレンジ したところもありますし、結果としてそれが今回のプラン作成の一つのかぎになっている ところもあります。出席されなかった方は、出席されなかった方でアンケートで答えてい ただいている方もおりますし、今後、ことし25年度、残りの布川、文地区に入るわけです けれども、やはり同じような現象になることも予想されますし、アンケートもこれから出 すわけですけれども、そんな中で、むしろ東文間あるいは文間地区よりも、ある意味で農 家離れ、もしくは農家の方の考え方がまた違う地域でもありますので、その辺はまた何ら かの形をとってやっていきたいと考えております。

- 〇副議長(白旗 修君) 12番五十嵐辰雄君。
- ○12番(五十嵐辰雄君) 町の行政とのパイプ役は、確かに課長おっしゃるように区長でございます。区長制度は条例上は1年交代です。確かに区長の任期は1年でございますので、区長というのは農業をやっていない方もいるんですね。どうしても農業をやっていない人は、区長でもどうしても身が入らないということがありますので、やはり農業については別枠で考えて、その地区のやる気のある方にお願いして各区の農業政策を再編成してやらないと、なかなか区長を頼ったのでは一方通行になってしまいます。区長制度を批判する気持ちはありませんけれども、専門的な知識を持った人でないと、その地区に入って本当に汗を流して一緒にやろうという人はなかなか少ないと思うのです。

次にまいりますけれども、町の総合振興計画にいろいろ書いてあります。担い手の育成、中核農家の育成、地域の実情に応じた規模の整備と優良農地の確保、生産体制の合理化、 農産物の流通確立、農地の流動化促進と蓄積、いろいろありますけれども、やはりこれから農業改善事業とか何かというのはなかなか難しいので、国の人・農地プランにあるような農地の集積、これが一番でございます。

先ほどの町長答弁ですけれども、大分成果が上がっているようでございますので、この 事業ももっと熱を入れてやっていただければ、耕作放棄地とか休耕田の解消には相当実績 が上がります。

確かに人・農地プランの24年度スタートから、町当局では取り組みが早かったということについては感謝を申し上げます。

次にまいりますけれども、2番に通告しました農地の利用計画でございますが、次の点 をお尋ねします。

改正農地法等に基づき、農地の有効活用について、農業委員会による毎年1回の農地の 利用状況と所有者に対する利用に向けた指導状況についてお伺いします。

2番として、耕作条件が悪く休耕及び耕作放棄地に至った土地の対策でございます。特に農地への復元は可能かどうかでございます。

3番の休耕農地を集約し、太陽光発電等の立地は可能かどうか。

この3点についてお尋ねします。

- 〇副議長(白旗 修君) 町長遠山 務君。
- **〇町長(遠山 務君)** この案件は農業委員会の所轄になっておりますので、農業委員会 の局長を兼務している経済課長の方から答弁をさせます。
- 〇副議長(白旗 修君) 経済課長矢口 功君。
- **〇経済課長(矢口 功君)** それでは、農地利用計画の策定ということでご質問にお答え いたします。

平成21年12月に、先ほども出ましたように、農地法が改正されまして、農地法第30条、

いわゆる農地利用状況調査を年に一度行ってございます。

平成24年度につきましては調査が終わっておりますけれども、まだ現在集計中とのことですので、平成23年度の内容について申し上げます。平成23年度の耕作放棄地面積につきましては36万799平米でございまして、全体の農地面積との割合は2.6%でございます。耕作放棄地の農地所有者は377名でございます。うち町内者は321名、町外者は56名となってございます。

利根町における利用状況の調査状況でございますけれども、一筆ごとの現地調査を行った後、農業委員による土地所有者宅への戸別訪問等を行い、保全管理等の依頼等を行ってございます。

農業委員の指導等によりまして、平成25年2月の段階での内容でございますけれども、報告のありました解消農地は73筆、3万5,668平米、約3町6反でございます。

また、平成24年度分の指導につきましても、集計が終了次第、解消農地の確認、あるいは所有者に対する指導を実施していく予定でございまして、この解消農地の拡大を図りながら、所有者からの申し出による農地のあっせん等を進めていきたいと考えてございます。

次に、耕作条件が悪く、休耕及び耕作放棄に至った土地の対策についてでございますけれども、現在、約36万平米ございます耕作放棄地の対策としまして、文書や農業委員の戸別訪問による指導を実施しまして、作付あるいは保全管理等の指導を行っているところでございます。

五十嵐議員ご存じのように、原則としましては、自分の農地につきましては自分で管理するということになってございますし、管理できないものにつきましては、賃貸借契約等の措置も所有者みずからが行うことができるようになってございますので、今後とも耕作放棄地の拡大を防ぎまして、それのための周知や貸し付け等の農地のあっせんに力を入れていきたいと考えてございます。

3番目の休耕農地を集約した産業の立地対策ということでございますけれども、この休 耕地の集約でございますけれども、集約となりますと所有者同士のご理解あるいは協力が ないとできません。また、あっせん、もしくはそれに伴います所有権の移転等の農地の交 換等が必要不可欠になろうかと思われます。

ご存じのように、農地は耕作をすることが前提でございまして、農地を非農地の扱いにする場合、つまり農地の転用を行う場合には農地法が適用されますし、農地法の許可申請を行う際には、農地をその営農条件及び周辺の市街地化の状況から見て区分される立地基準、農地区分とも言いますけれども、これと農地転用の確実性、あるいは周辺農地への被害の防除措置等の妥当性を審査する一般基準等に大別されます。

以上のことから、この質問に対しましては、個別ごとの案件の判断あるいは対応になろうかと考えてございます。

〇副議長(白旗 修君) 12番五十嵐辰雄君。

○12番(五十嵐辰雄君) 耕作放棄地の対策に関連しますけれども、農地法が改正されましたけれども、まだまだ農地法は厳しい縛りがございます。なかなか農地の転用も厳しゅうございます。

農業委員会では毎年1回、耕作していない農地、これら休耕地並びに耕作放棄地を対象に実態調査を行っております。昨年の11月ごろ農業委員が戸別に回って、地図を見ながら確認しておりました。身分証明書を首から下げまして、農地の所有者を訪ね、また所在場所の地図を示しなら現地を確認しておりました。

所有者が、自分の土地がどこにあるか知らない方も大分多かったように伺っております。これは、今の土地の相続制度に問題があります。相続というのは、だれでも相続人は農地の規模に関係なく相続できます。農地を取得する場合には農地法の3条とか4条とかの厳しい規制がありますけれども、今の相続制度に問題がありまして、ですから、相続人がふえるほど農地が細分化し分散してしまいます。そういうところも大分、町外の方についても農業委員は連絡をとって確認しておりました。

そして、これから耕作放棄地、休耕田の活用ですけれども、どういうふうに活用するように今指導しておりますか、その点をお伺いします。

- 〇議長(五十嵐辰雄君) 経済課長矢口 功君。
- **○経済課長(矢口 功君)** 活用ということですけれども、基本的には先ほど申し上げましたように、できるだけ耕作放棄地にならないような対策ということで、主に周知はしているわけですけれども、今、一番農家の所有者の方にお願いしているのは、やはり保全管理という部分でお願いしてございまして、そんな中でも一番難しいといいますか、農家をやれない、農地を管理できないという方がございますので、その活用ということでは、あっせんですね、これは先ほど言いました円滑化を使う、あるいは促進法等々ありますけれども、何とかして休んでいる農地を生き返させるという部分で、あっせん等を積極的に今後も行っていきたいと考えております。
- ○副議長(白旗 修君) 12番五十嵐辰雄君。
- **〇12番(五十嵐辰雄君)** 確かに農業委員のご指導でございますけれども、土地の管理、これは荒れ地に対しては草を刈っていただきたいという草刈りを指導しておりますけれども、これは毎年、毎年同じことで、反復継続、繰り返しでございます。

農地法という厳しい規制がありますので、地目の変更は相当苦難の技でございます。今の農地法では、あくまでも登記上、農地の場は地目変更は厳しゅうございます。現状に即して国土の全体を見直さないと、確かに荒れ地については毎年草を枯れと。ですから木を植えるなり何なり、目的外に使った方がいいと思うのです。

それで経済課にパンフレットが置いてありますね。農家の皆さんへ、耕作放棄地を農地として活用する取り組みに助成します、支援内容が荒れた農地の再生作業、プラス土壌改良、土づくり、これは1反歩で7万7,500円とか、あと土壌改良1反歩2万5,000円、いろ

いろ施策があるのですけれども、こういった農家の皆さんへの経済課の方にありますパンフレット、一応耕作放棄地、休耕地を解消したいという気を持っている方には、こういったパンフレットを差し上げて、ただ草を刈って保全管理でなくて、有効に農地を復元した方がいいと、こういうご指導などもした方がいいと思うのですけれども、経済課長、これに対する感想はいかがでしょうか、お伺いします。

- 〇副議長(白旗 修君) 経済課長矢口 功君。
- ○経済課長(矢口 功君) 25年をもってこの国庫補助の制度がとりあえず終了するようなことになっていまして、今、文地区の一部で、耕作放棄地を解消される動きが約3町歩弱のところをやってくれる方が出ていまして、この話もお持ちしたわけですけれども、このお金を使いますと5年間の縛りがありまして、ポイント制になっていまして、そう簡単に使えないような部分もあるものですから、土地を求めている、あるいは探している方のやる気といいますか、どのぐらい真剣になってやっていただけるかという部分を、失礼な言い方をすれば、ちょっと見させていただかないと安易に進められないような制度にもなってございますので、なかなか、ある程度のスパンでつくらなかった荒れている農地を、今度つくりましょうというときには、かなりの回復に要するエネルギーが必要になりますので、私どもとしては使っていただきたい、もしくは県の農業会議あるいは県南農林事務所等々の話し合いの中でもその話はするわけですけれども、この5年の縛りを農家の方がいかに受けとめていただけるかによってもお勧め度が違ってきますので、その辺がちょっと難しい。

ただ、本当にやっていただけるのであれば、この交付金を使っていただいてやっていただきたい。それに対して私どもも支援していきたいと思って、まだまだ耕作放棄地の解消に向けた取り組みの中で行っていきたい、現在そんな感じを持っています。

- 〇副議長(白旗 修君) 12番五十嵐辰雄君。
- **〇12番(五十嵐辰雄君)** それでは、視点を変えまして、広い意味の農業政策をお尋ね します。
- 人・農地プランを推進するには、農業委員会の役割は非常に大きいものがございます。 平成25年度一般会計予算に人・農地問題解決推進事業という事業がございます。その中に 人・農地プラン検討会の報償費が計上してあります。この中で農林水産省の方針では、検 討会のメンバーにおおむね女性3割ということが書いてあります。農業の成長戦略には農 村女性の能力を積極的に活用できる環境をつくることです。

広い意味では、農業委員に女性の登用を期待しております。利根町の農業委員が昨年12 月に改選されました。その中でことし1月から農業委員に女性3人が就任いたしました。 これまで農業委員に3人が就任したのは利根町の農業委員会では初めてかと思います。農 業の現状を見ますと、このままでは衰退してしまうと、そういう危機感を持ってこの3人 の農業委員は立ち上がったものと思います。女性の視点から新しい農業委員のさらなる活 躍を期待しております。実際に働く方も、農家の女性の意見が大きく反映するようなことがあれば、さらにもっともっと町の農業が発展すると思います。

町ではいまだに男女共同参画基本計画を策定しておりません。県内では策定していない のは利根町ぐらいだという話も聞いております。地域産業の活性化や6次産業化に向けて、 女性の能力の活用を大いに期待しております。

次に移ります。農山漁村の6次産業化ですが、6次産業化法が制定されました。その推進をどう考えているかございますが、農林水産省では雇用と所得を確保し、若者や子供たちも集落に定着できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工、販売の一体化や地域資源を活用した新しい産業の創出を促進しております。

産業の分類では第1次産業は生産するだけ、付加価値が低いので加工して販売すると、これが6次産業化でございますが、この6次産業とは、1次、2次、3次を足した数でございます。新しい造語でございます。この6次産業という語源でございますが、これは農業の学者であります東京大学の名誉教授である今村奈良臣氏が提唱した言葉でございます。これから6次産業化による1次産品に付加価値をつけることで、付加価値の向上やブランド化などの研究をしてください。次の点をお尋ねします。

農産物の販路拡大対策と地産地消の取り組みでございます。

2番でございますが、学校給食における地場産物活用の意義と教育の効果についてお尋ねします。

- 〇副議長(白旗 修君) 町長遠山 務君。
- **〇町長(遠山 務君)** それではお答えをいたします。

農産物の販路拡大対策と地産地消の取り組みについてのご質問にお答えします。

販路拡大対策としましては、利根町の特産品のPRとして、つくば市で開催された「いばらきレディースいきいき物産展」、東京国際フォーラムで開催された「町イチ村イチ2011」、水戸市で開催された「茨城スイーツ・グルメフェア」などの特産店に出品をしております。

また、皆様もご存じとは思いますが、毎年11月3日に利根町地場産業フェスティバルを 開催し、地元産の野菜や特産品等を紹介しているところでもあります。

また、利根町地産地消協力店の募集、認定等を行い、パンフレットの作成、町のホームページに協力店の紹介や町の特産品の紹介もしております。庁舎1階イベントホールにも町の特産品コーナーを設けております。

ここで、利根町地産地消協力店につきまして触れますと、この協力店は地元食材を取り扱い、米・野菜等の新鮮食材の販売やその食材を利用したメニューがあるお店でありまして、現在21店舗を協力店として認定させていただいております。

また、JA竜ケ崎市利根農産物直売所においては、利根町の生産者32名が会員登録し、 1年間を通し野菜等を生産し販売しております。 しかし、東日本大震災以降は、原発事故による放射能の風評被害により売り上げが減少 し、以前のような販売額にはまだ戻っていないと聞いております。

このような放射能の風評被害に対し、少しでも住民の不安を取り除くため、町では平成 23年10月から食品等の放射能測定器を購入し、利根町で生産された野菜、米などの食品の 測定を実施しております。

平成25年1月現在でございますが937検体の検査を実施し、検査の結果を町のホームページで紹介、安全性のPRに努めております。

今後も、利根町地産地消協力店を募集し、新しい特産品があればパンフレットなどで紹介していきたいと考えております。

また、利根町地場産業フェスティバルについても、多くの出店者の参加をお願いし、地産地消の推進に取り組んでいくとともに、商工会、農協、生産者、町が協力して、連携して農産物の販路拡大と地産地消を推進していきたいと考えております。

学校給食において、地場産物活用の意義と教育効果はとのご質問でございますが、学校 給食に地場産物を活用することは、地産地消の推進であり、町内または県内の経済の活性 化にもつながると考えております。

また、相対的には、ほかの産地、特に外国産からの食材輸入が減ることになるため、その結果、運送にかかる燃料費が減少するなど、環境対策にも効果があるものと考えております。

教育効果につきましては、児童生徒が地域の自然、食文化等についての理解を深めることや、地場産物の生産、流通過程を理解することにより、食べ物への感謝の気持ちをはぐくむことができるなどの効果が期待できると、そのように考えております。

- 〇副議長(白旗 修君) 12番五十嵐辰雄君。
- 〇12番(五十嵐辰雄君) 学校給食法の改正がありまして、学校給食において地場農産物の活用に努めると、こういう規定がございます。それから、食育基本法に基づき、第2次食育推進基本計画ができまして、学校給食でも地場産物の利用割合について、平成27年度までに3割以上という目標があります。

これからも地産地消、今21店舗の登録があります。これは利根町のホームページに地産 地消の協力店の店舗名がありますので、時々パソコン等で見ております。

今の町長答弁にもありましたように、学校給食においての地場農産物の活用の意義でございますが、児童生徒がより身近に実感を持って地域の自然、食文化、産業等に理解をできる。食料の生産、流通等に当たる人々の努力が身近に理解できる。いろいろございますけれども、これからも総合的に地場産品の消費と学校給食における地場産品の活用、そういうことをもう一度総合的な見地から町長のご答弁をお願いいたします。

- 〇副議長(白旗 修君) 町長遠山 務君。
- 〇町長(遠山 務君) それではお答えいたします。

地場産を学校給食に使うということは、先ほども申し上げましたとおり、食の教育にも なると考えております。

今後とも安定的に供給できる地場産であれば、でき得る限り地場産を学校給食でも取り 入れていきたいと考えているところでございますし、また、教育長はきょう事情があって お休みですが、教育長にもそのようにお願いするつもりでおります。

○副議長(白旗 修君) 五十嵐辰雄君の質問が終わりました。

議長席を12番五十嵐辰雄君と交代します

〔副議長白旗 修君退席、議長五十嵐辰雄君着席〕

○議長(五十嵐辰雄君) それでは、引き続き会議を再開いたします。

○議長(五十嵐辰雄君) 以上で本日の議事日程は全部終了しました。 明日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後3時47分散会